

企業の皆様へ

茨城県産業戦略部長

新型コロナウイルス感染症に係る配慮について（依頼）

日頃から、本県の産業振興にあたり、格別なるご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今回の新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、県民生活や本県の企業の活動に大変大きな影響を与えております。

本県におきましても、3月17日に初の感染者が確認されましたが、社員の海外出張がその原因ではないかと考えられております。御社の企業活動におかれましても、下記ご配慮のうえ、感染拡大の防止へのご協力をお願い申し上げます。

記

- 1 社員・従業員に対し、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防対策を改めて呼び掛け、徹底に努めること。また、出張の際は、混雑する空間をなるべく避けるなどの配慮をすること。
- 2 社員の海外出張に際しては、出張先における最新の感染被害状況を確認し、必要に応じて延期を検討・指示するなど、十分に配慮すること。
また、海外から帰国した社員については、体調等の報告を上司が受け、14日間を目安とした自宅待機を指示するなど経過観察に努めるとともに、3月4日以降の帰国者に関する情報について、事業所所在地を管轄する保健所又は、県庁内の「帰国者・接触者相談センター（24時間対応。電話 029-301-3200）」に必ず連絡し、指示を受けること。
- 3 社員等において新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合には、当該社員に自宅療養を指示するとともに、事業所内で十分な対策を行い、万一の感染発生に備えること。

【参考】

- ・ 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省）
- ・ ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合、家庭内でご注意いただきたいこと ～8つのポイント～（厚生労働省）
- ・ 保健所管轄図（保健所再編パンフレット）（茨城県保健福祉部厚生総務課）

（本文書に関するお問い合わせ）

茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 担当 小川
電話 029-301-3525